

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
旭高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。					検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第 47 条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
	A	滋賀県	令和 4 年 8 月 16 日	2, 680 円	令和 4 年 11 月 22 日	
	B	滋賀県	令和 4 年 8 月 16 日	1, 700 円	令和 4 年 11 月 22 日	
措置の内容						
是正を求められた事項について、関係職員に対して精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及び S S C での定期的な確認を行うこととした。今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月25日）